

令和3年度決算に基づく 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月に全面的に施行されました。この法律は、健全化判断比率および資金不足比率を公表する制度を設け、その比率に応じて「早期健全化」「財政の再生」「公営企業の経営の健全化」を図るための計画を策定する制度を定めて、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

令和3年度決算に基づく西予市の健全化判断比率および資金不足比率は次のとおりです。

健全化判断比率の状況

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3年度	— ※1	— ※1	11.4	64.1
早期健全化基準 ※2	(12.69)	(17.69)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準 ※3	(20.00)	(30.00)	(35.0)	

- ※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため、「—」と表示しています。
- ※2 健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上になると「財政健全化計画」の策定が義務づけられ、その実施状況を毎年度議会に報告し公表することとなります。
- ※3 健全化判断比率のうち1つでも財政再生基準以上になると「財政再生計画」の策定が義務づけられ、その実施状況を毎年度議会に報告し公表するとともに、財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更などの国の勧告が行われます。

実質赤字比率

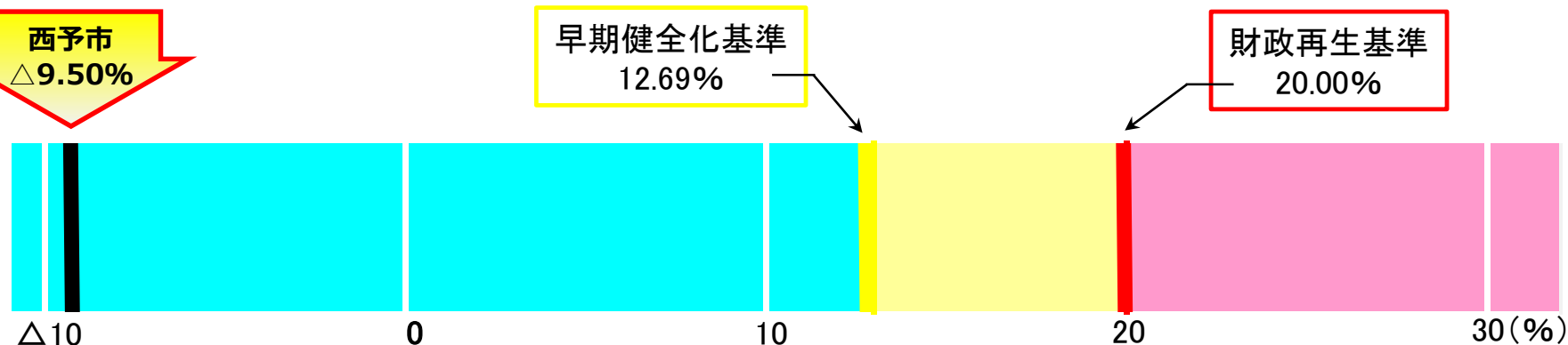
令和3年度「- %」黒字のため指数なし

地方自治体の最も主要な会計である「一般会計」等の赤字の比率です。市の中心的な行政サービスを行う一般会計等について、歳入が歳出に不足する額（赤字額）を市税、地方交付税などの一般財源の額（標準財政規模）と比較した数値です。

西予市の状況は？

令和3年度の西予市の実質収支は黒字です。

黒字のため指数はありませんが、数値化すると△9.50%となります。



$$\frac{(\text{一般会計等の実質赤字額})}{(\text{標準財政規模})} = \text{実質赤字比率}$$

※実質収支が黒字の場合、
「実質赤字比率」は負の値で表示されます。

財政健全

財政悪化

連結実質赤字比率

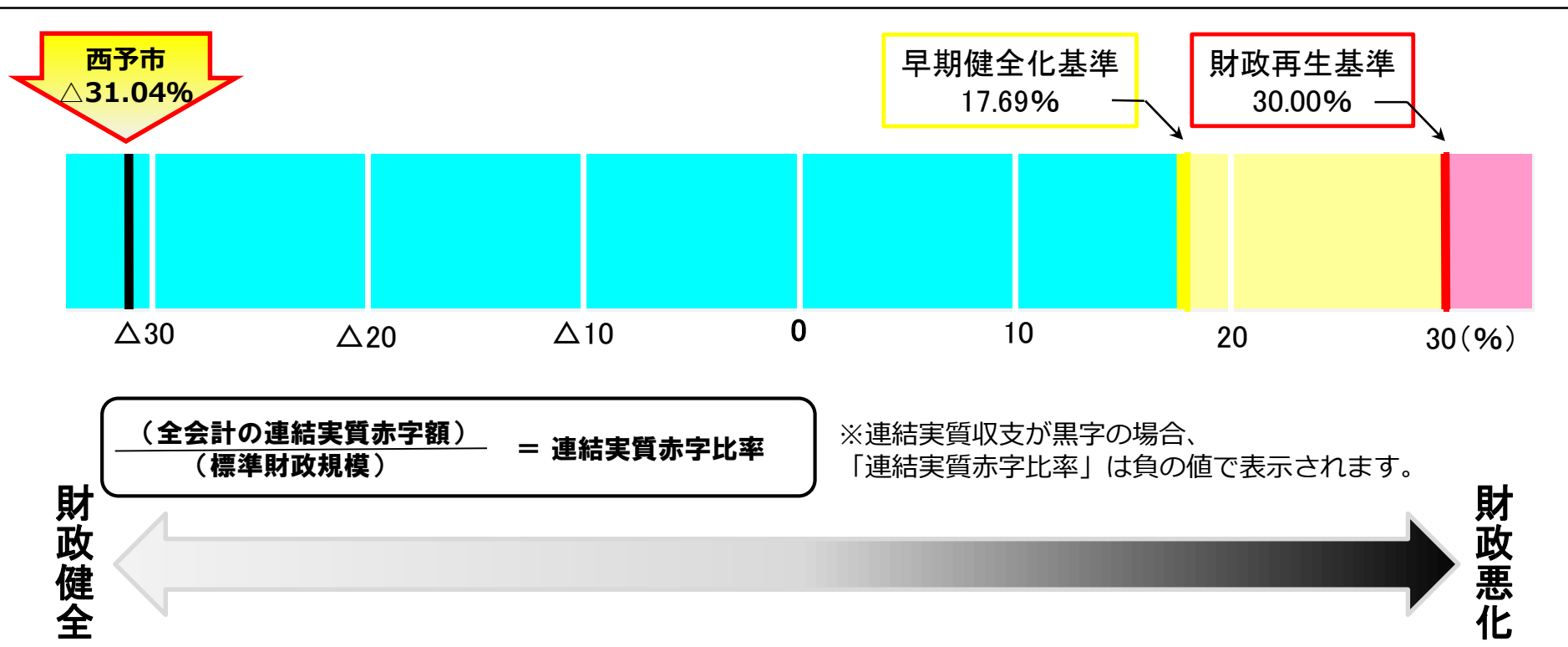
令和3年度「- %」黒字のため指数なし

水道、病院など公営企業を含めたすべての会計の赤字の比率で、市全体としての赤字額を算出したものです。それを実質赤字比率と同様に標準財政規模と比較し、指標化したもので、「全体の財政運営の深刻度」を表します。

西予市の状況は？

令和3年度の西予市の連結実質収支は黒字です。

黒字のため指数はありませんが、数値化すると△31.04%となります。



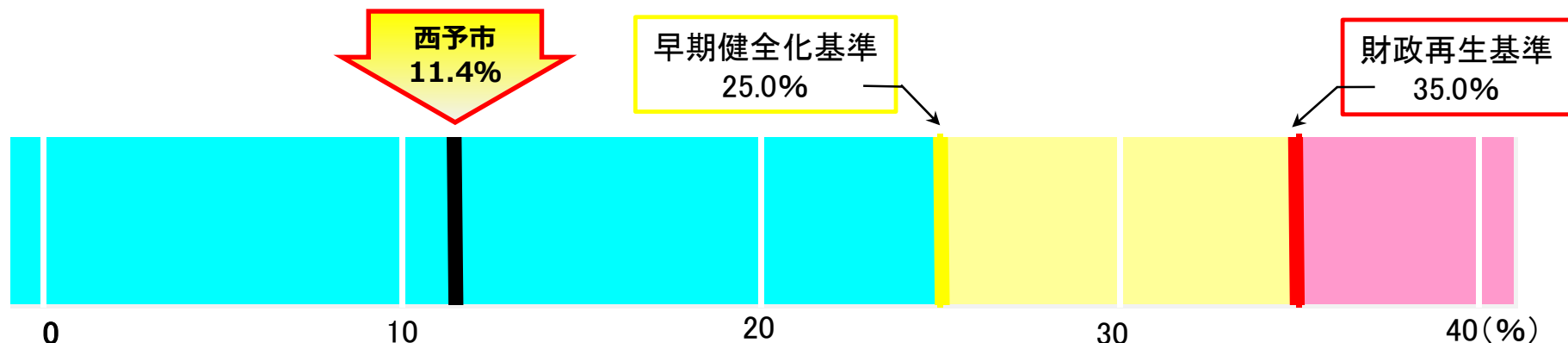
実質公債費比率

令和3年度 11.4%（3カ年平均）

借入金返済などの義務的な財政負担の大きさを表し、資金繰りの危険度を示す比率です。一般会計の借入金返済額だけでなく、特別会計の借入金返済額に対する一般会計からの繰出金も対象とし、これらの合算額を標準財政規模と比較した数値です。

西予市の状況は？

令和3年度の西予市の3カ年平均の数値は11.4%で、早期健全化基準（25.0%）を下回っていますが、前年度に比べ0.9ポイント増加（悪化）しています。



$$\frac{(\text{元利償還等} - \text{特定財源等})}{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税算入額})} = \text{単年度の実質公債費比率}$$

財政健全

財政悪化

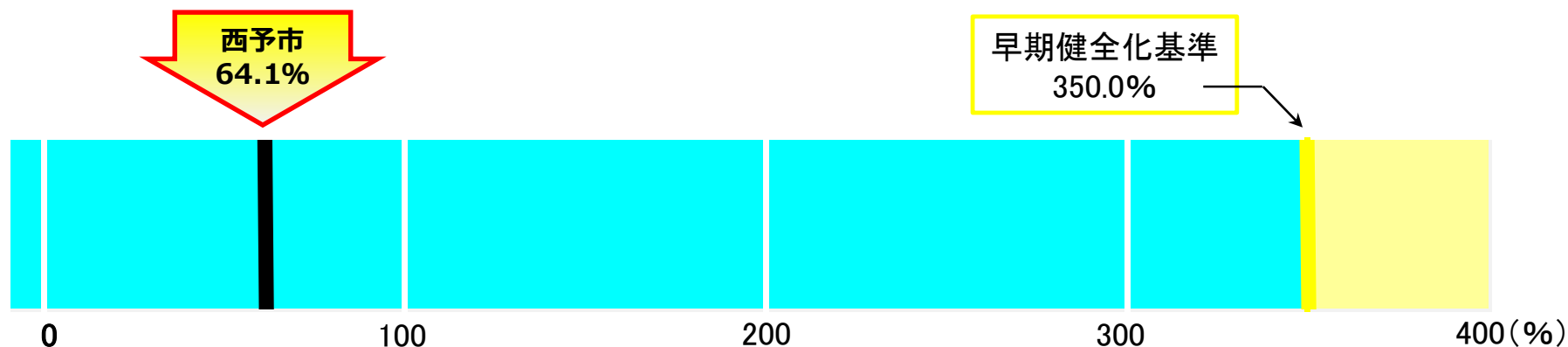
将来負担比率

令和3年度 64.1%

一般会計の借入金残高や将来支払っていく可能性のある費用が、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。借入金残高など現時点で想定される将来の実質的な負担額（将来負担額）を算出し、それを標準財政規模と比較した数値です。

西予市の状況は？

令和3年度の西予市の数値は64.1%で、早期健全化基準（350.0%）を下回っており、前年度に比べ8.8ポイント減少（改善）しています。

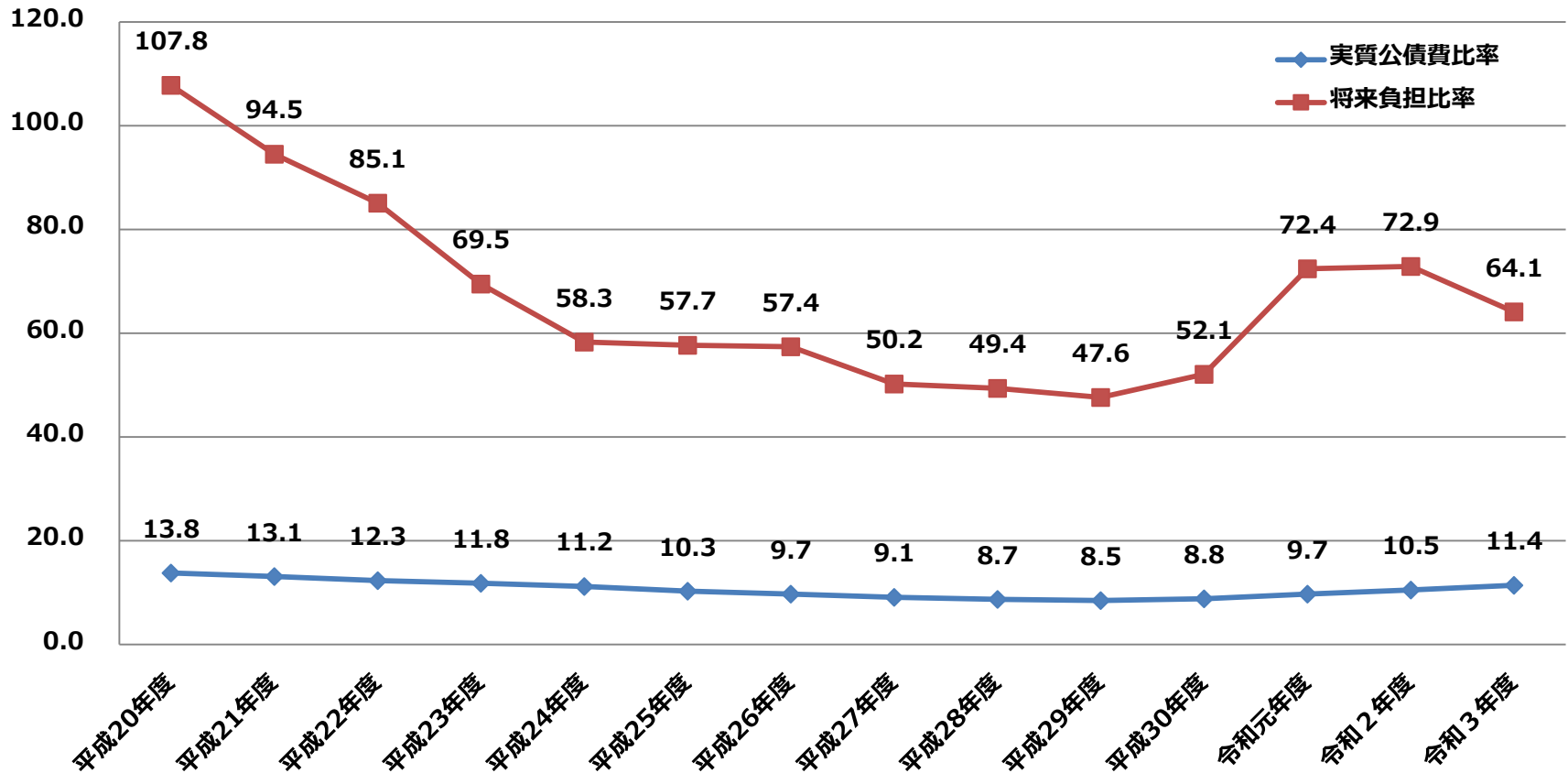


$$\frac{(\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等})}{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税算入額})} = \text{将来負担率}$$

財政健全

財政悪化

「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の推移



◆実質公債費比率・・・前年度（10.5%）から0.9ポイント増加

◆将来負担比率・・・前年度（72.9%）から8.8ポイント減少

資金不足比率の状況

公営企業の資金不足額の料金収入に対する比率です。経営状況の深刻度を示します。

会 計 名	資金不足比率 ※1	経営健全化基準 ※2
水道事業会計	—	20.0%
簡易水道事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
野村介護老人保健施設事業会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

- ※ 1 全ての会計において資金不足比率が生じていないため、「—」と表示しています。
- ※ 2 早期健全化基準に相当するもので、公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上になると「経営健全化計画」の策定が義務づけられます。

西予市の状況は？

令和3年度の西予市の公営企業は、いずれの会計においても資金不足はなく、経営状態は健全な状態です。

しかし、一般会計から繰出しているところであり、中には赤字補填的な繰出しを行っている会計もあります。

そのため、事業経営にあたっては、将来にわたる収支見通しを明らかにし、一般会計からの財政援助に依存することのないよう健全運営を徹底する必要があります。